

Title	古版経済書解題 一千七百五十年版アンドリュー・フック 著 国債論
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1936
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.30, No.11 (1936. 11) ,p.1713(121)- 1719(127)
JaLC DOI	10.14991/001.19361101-0121
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19361101-0121">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19361101-0121</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## 古 版 經 濟 書 解 題

一千七百五十年版アンドロニー・フック著『國債論』

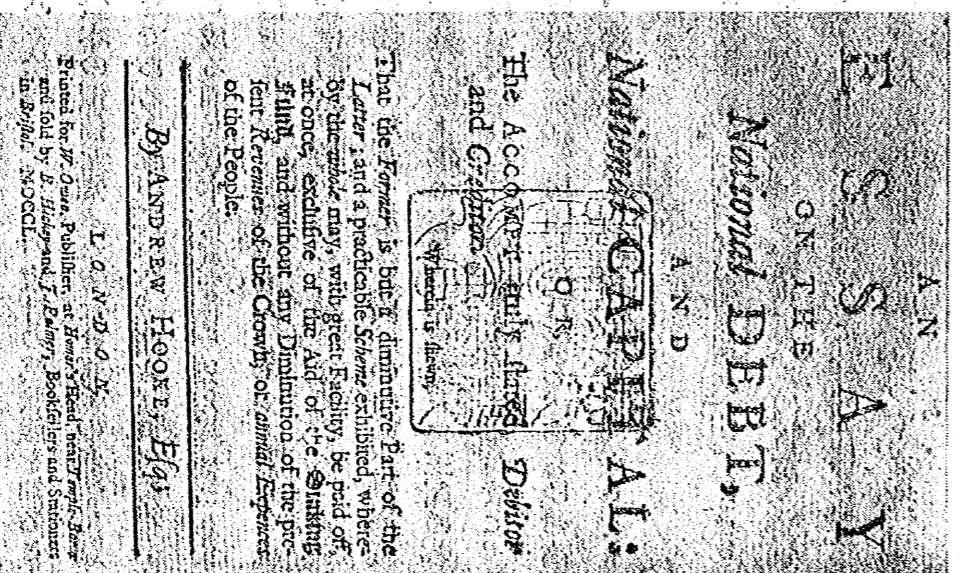
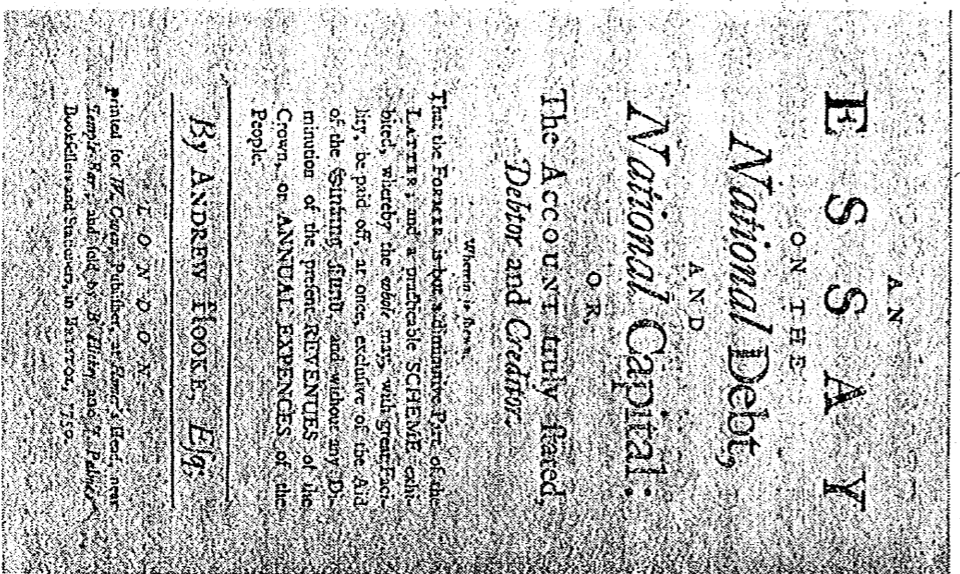
高橋 誠一郎

吾人は曾つて拙著『重商主義經濟學說研究』に於いて、實際家の手に育成せられたる英國の經濟學が「政治算術」に據つて、其の結論を照査し吟味す可き重要な經驗的證左を與へられたることを述ぶるに當つて、アンドロニー・フック(Andrew Hooke)の著『國債論』(An Essay on the National Debt, and National Capital: or, The Account truly stated, Debtor (Debitor) and Creditor. Wherein is shewn, That the Former is but a diminutive Part of the Latter; and a practicable Scheme exhibited, whereby the whole may, with great Facility, be paid off, at once, exclusive of the Aid of the Sinking Fund, and without any Diminution of the present Revenues of the Crown, or Annual Expences of the People.)に就きて記す所があつた。(昭和七年版同書九八五—六頁参照)。余の所藏本は一千七百五十年の出版に係るものであつて、本文五十九頁、表題頁並びに献本の辭六頁の外に、前附一葉を有し、其の表面には An Essay on the National Debt, &c. Price One Shilling. と記し、而して其の裏面には

「注意書」を掲げ、本論文は條例に準據して登録せらるゝものなるが故に、其の偽版を出す者は何人と雖も告發せらる可く、而して公衆の購着せらるゝを防止するが爲めに、著書の自署なきものは總べて真正のものたるを保證せらるゝことなかる可き旨を記し、鮮かなる筆蹟を以つて A. Hoole の署名を施してゐる。然るに慶應義塾圖書館所蔵の同書は同じく一千七百五十年版なるに拘らず、是れ等の前附を有せざるのみならず、活字の大小其の他組版の體裁に於いて前記余の所蔵本と甚しく異なり、表題頁に於いても前者中の Debtor の文字が Debitor と爲り居る等綴方の相違著しく、而して前者の本文五十九頁なるに對して後者は五十八頁に組込まれてゐる。同じく一千七百五十年に出版せられたる同一の著書に「再版」たることを明記せざる改版が存するものと觀るか、若しくは後者を以つて前者の偽版と做すか、吾人は今茲に之れが判断を下す可き確なる證據を有することなきを遺憾とする。最近、余の一見せる他の一本は全然余の所蔵本と同一のものであるが、而も前記著者の署名ある前附を有することがない。恐らくは此の一葉を落脱せるものであらう。

本書はヘンリー・ペラム(Henry Pelham)に献本せられてゐる。ペラムは一千七百四十三年以來首相兼藏相(First Lord of the Treasury, Chancellor and Under-Treasurer of the Exchequer, and one of His Majesty's most honourable Privy-Council.) の要路に在つた人である。献本の辭は一千七百四十九年十二月六日、プリスタルに於いて草せられてゐる。

フックは先づ、國債の後患に關して戰慄す可き意見を表明して絶えず其の隣人を驚かしつゝある人々に、淺薄にして邪氣なき者と、惡賢くして技巧的なる者との二種あることを述べ、(Ibid., pp. 1-2. 頁附は私蔵本に據る、以下



總べて同斷、洵に約八千萬と稱せらるゝ國債の高は莫大なるものであることを認めなければならぬのであるが、而も、私生活に於いて、或る人が其の計算の一方のみを検査して、其の家計の眞状態を知ることが斷じて不可能なるが如く、國債の場合に於いても、同時に吾人が全資本の價值を知ることなき吾人の負債に關する知識は國民の眞状態を發見するが爲めに何等の效用をも有せざる可きであると説いてゐる。而も、彼れに従へば、吾人にして若し何等かの適當なる方法に據つて、不動産及び動産より成る國民資本(National Stock, real and personal)の眞正なる價值を發見することを得たならば、吾人は會計の借方と貸方とを對照するに依つて吾人の現在に於ける地位及び財力に關する可成りに正しき觀念を吾人に與ふ可き貸借對照を行ふことを得可きである。(ibid., p. 4.)

而して彼れは是れが爲めには、吾人は第一に吾人の鑄貨の數量、第二に國民の自餘の動産資本、即ち金銀製品、地金、寶石、環類、家具、被服、船舶、營利資本、消費資本及び家畜等の高、並びに第三に王國のあらゆる地所の價值を研究す可きものと做してゐる。彼れは是れ等の三項目が國家の全眞正價值を包括するが故に、明瞭且つ十分に説明せられた際には、餘りに機巧的に此の問題の上に投げ掛けられた疑團を逐ひ散し、あらゆる高潔なる眞理の探求者を充分に満足せしめ、而して總べての反對者をして、縱令ひ信服せしめざるまでも、少くとも沈黙せしむるに資することを疑はざるものである。(ibid., p. 5.)

フックは其の先輩グヴィナントが其の著 Discourses on the Publick Revenues, and on the Trade of England, 1698. の第二部第二十九頁以下に於いて、一千六百年に於ける英國の鑄貨を凡そ四百萬と積算せるを修正して、凡そ六百五十萬と做し、王政復古直後の改鑄に於いては凡そ十四萬、光榮革命に於いては凡そ二千八百五十萬と做し、而して是れ等の確定せられたる事實より正しく推論し、充分なる確實の程度を以つて、又抗辯せらるゝの虞れなくし

て、其の當時に於ける國家の流通現金が正當に三千萬以下に見積らるゝこと能はざるを論結する。(ibid., pp. 5-9.) 次いで彼れは他の動産資本の高に對する鑄貨の蓋然的比率若しくは比例を定むるに努め、此の點に於いては政治算術の二大家、サー・ウィリアム・ペチー及びグヴィナント博士の所説は互に相容るゝことなく、且つ兩者共に眞實を離るゝこと遠くして、彼れは彼れ等よりして殆んど何等の援助をも受くること能はずと做し、全然新たな基礎より出發せんことを期し、而して貴族より小農民に至る「總べての階級の人民の全範圍内に於いて、彼れ等の手許に存する現金の高は彼れ等の全資本、即ち王國の全資本の二十分の一たるの觀なし」と做す某著者の所言を引用して、現在の現金資本の高三千萬に之れと他の動産資本との間の最低比率たる二十を乗じて、現時に於ける鑄貨を除ける動産資本の全價值若しくは合計を以つて正當に六億以下には見積らるゝこと能はずと做してゐる。(ibid., p. 12.) 第三に彼れは王國內に於ける總べての地所の永代相續權としての價值を算定する。一磅に就き四志の地租が年々二百萬を國庫に致し、而して地所が王國を通じて概して其の價值の半ば以上、若しくは其の最高可能なる地代(Rent or Rents)の二十分の一以上に査定せらるゝことなきは熟知せらるゝ所である。是に於いて乎、此の國の不動産より生ずる年々の地代の總計は少くとも二千萬でなければならず、而して土地相續財產は十八年半の地代に相當する價を有するものと觀て毫も高く評價し過ぐるの虞れなきが故に、三億七千萬と計上せられる。(ibid., p. 13.) 即ち二、二十、十二・三分の一は總べての過去の時期に於いて、(少くとも英國國民が重要な通商國民と爲れる以後に於いて)、此の國の現金資本、其の他の動産資本、及び土地資本が相互に有する確定せられたる比率として正當に考へらるゝを得可きである。(ibid., pp. 13-14.)

彼れは紀元一千六百年に於ける國民的資本の概算を、現金資本六百五十萬、動産資本一億三千萬、土地資本八千

○十六萬六千六百六十六、合計二億一千六百六十六萬六千六百六十六、一千六百六十年に於ける其れを現金資本一千四百萬、動産資本二億八千萬、土地資本一億七千二百六十六萬六千六百六十六、合計四億六千六百六十六萬六千六百六十六、一千六百八十八年の其れを現金資本一千八百五十萬、動産資本三億七千萬、土地資本二億二千八百六十六萬六千六百六十六、合計六億一千六百六十六萬六千六百六十六、而して一千七百四十九年の其れを現金資本三千萬、動産資本六億、土地資本三億三千萬、合計十億と看做し、(ibid., pp. 14-15)、英國民は一千六百年に比して、概算七億八千三百萬、王政復古の當時に比して、五億三千三百萬、而して光榮革命の當時に比して三億八千三百萬だけ富裕の程度を増加せるものと説いてゐる。(ibid., p. 30)。而して彼れは其の時代に於ける同王國の資本の年々の増加が略々一千一百萬五千であり、年々の所得が一億以下たることを得ざるに、國債は國民資本の十二分の一に達せず、又其の利子は國民所得の三十分の一に達せざるが故に、國民資本の年々の増加が公債支拂の目的に充當せらるゝならば、單に之れのみによつて單利を以つて七個年間に公債全額を皆済す可きであると主張する。(ibid.)。

彼れは又、低金利、船舶の増加、増進せる地代及び土地相續財産の高價が總べての政治算術家によつて一國民の健康及び元氣の確實なる徴候として承認せらるゝ旨を述べて、是れ等の徴候に現れたる英國々富の増進を説く。(ibid., pp. 34-44)。國債は其の高を倍加せらるゝも猶ほ何等眞に國民的破産の危険を有せざるものである。(ibid., p. 44)。

彼れ曰く、「吾人はデカルト流の哲學者の如くに吾人自身の與件を構成するに由つて純然たる假設的基礎の上に空中樓閣を築くことをしなかつた、是れ等の哲學者は洵に正しく推論したのであるが、而も之れを正しからざる原理の上に行つた」と。フックは其の計畫を以つて完全にニュートン流であると考へる。彼れの第一原理は堅牢なる基礎の上に立つ少數の事實であり、是れ等のものよりする其の結論は明瞭にして、自然なるものであつて、且つ其の正

當なることを彼れは期待する。而して這般の強固なる土臺の上に確乎たる上家は設立せられる。そは嘗だに黨派的忿怒及び庶民の狂暴を凌ぐのみならず、現代の最有爲なる政治的技師の更らに規則正しくして且つ巧妙なる攻撃にも亦堪ふ可きであると彼れは自負する。(ibid., p. 45)。